

「地方分権の進展に対応した行政の実効性確保のあり方に関する検討会」第6回議事概要

日 時：平成24年11月29日（木）12：30～14：30

場 所：総務省 6階 601会議室

出席者：（50音順、敬称略）

小早川光郎（座長）、佐瀬正俊（座長代理）、太田匡彦、大濱しのぶ、
大屋雄裕、岡崎泰治郎、手塚洋輔、西津政信

＜ドイツの強制金制度とその運用実態及び日本版強制金制度に関するアンケート調査等 について＞

○代執行の費用負担能力がなければ間接強制（強制金）をかけても義務は履行されない。
間接強制（強制金）を余分にかけて債務を増やすこと自体が比例原則に反するのではないか。

○代執行を適用するか、間接強制（強制金）を適用するかはケース・バイ・ケース。両方適用できる形にしてどちらを選ぶかは比例原則でコントロールするのが一番合理的であると考えます。

○徴収だけに限らず、間接強制（強制金）制度全体を運用していくには、現在の多くの中小自治体では、人員・予算の面で心もとない。法制度を整えるだけでは不十分で、行政的執行を貫徹し得るだけの体制整備も同時に行わないといけない。

○（間接強制（強制金）の額のベースとなる）経済的収益をどのように算定するのか。商取引行為があれば売上高を観念できるが、例えば、私的利用のために1部屋余分につくった建築基準法違反や、嫌がらせでやっている所有権の二重譲渡による道路の不法占用についてどうするか。経済的収益という上限がないから便利そうだと思うが、実際にやろうとするとそれだけでは困ると思う。

○経済的収益の算定は一つの重要な問題点。悪質性などの要素を入れると秩序罰と整理がつかなくなるので、そこは明確に仕分けをしたほうがいいが、違反の重大性といった考慮要因を法律で示しながら、間接強制（強制金）の金額算定のガイドラインで示

していくのではないか。

<「法律の留保」と条例の関係等について>

○条例で新たな規制をつくれるとして、強制執行の創設まではどうなのか。今の行政代執行法1条があるとできないだろうが、仮に取り払ったらできるのかという立法論的な話がある。

○地方公共団体が勝手に国の裁判所の仕事を増やしてはいけないとみんな何となく思っているが、なぜなのかよくわからないという問題はある。民事執行の執行官は国家機関だが、実力行使について国家機関独占とするという考え方があるのかどうか。

○行政機関が課す義務全部の履行のために警察を使うことが、概念上ないしは国法の基本、許されるのか。

○すべての自治体にフル装備の実力ないしは暴力機構を備えることができないとすると共助の問題が出てくる。日本で共通機関を考えると、苦勞して分離型にした地方自治形態が、また機関委任事務みたいなものになってしまう。